

中小企業に対する支援のイメージ

《現行の枠組》

中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小企業者又は認定中小企業者であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合に助成。

- 職業訓練に要した経費及び職業能力開発休暇中の教育訓練について事業主が負担した経費の1/2（1人1コース10万円限度）
- 職業訓練期間中及び職業能力開発休暇中に支払った賃金の1/2（150日分限度）

《現行の助成対象》

都道府県知事が認定する改善計画の類型

- ① 「事業の高度化」
- ② 「新分野進出」

助成対象例

- ・ 事業所内訓練に係る外部講師の謝金
- ・ 外部訓練施設に支払う受講料
- ・ 訓練期間中の労働者の賃金

《新たに拡充する施策》

- ③ 「技能継承」

追加



追加



- ・ 定年退職者等を活用したマンツーマンのOJTの実施経費
- ・ コア技能をデジタル化・マニュアル化して行う訓練経費

※技能労働者の雇い入れ支援については別途検討

職業能力評価制度 の整備について

現行の施策

- 技能検定制度
- ビジネスキャリア制度
- 職業能力評価基準の整備